

平成 26 年第 5 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 26 年 7 月 11 日第 5 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳
9 番	市川	雄次	10 番	佐々木	弘志
11 番	佐々木	平嗣	12 番	小川	正文
13 番	伊東	温子	14 番	鈴木	敏男
15 番	佐々木	春男	16 番	宮崎	信一
17 番	加藤	照美	18 番	佐藤	元
19 番	佐藤	文昭	20 番	菊地	衛

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳
9 番	市川	雄次	10 番	佐々木	弘志
11 番	佐々木	平嗣	12 番	小川	正文
13 番	伊東	温子	14 番	鈴木	敏男
15 番	佐々木	春男	16 番	宮崎	信一
17 番	加藤	照美	18 番	佐藤	元
19 番	佐藤	文昭	20 番	菊地	衛

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 伊東 秀一 班長兼副主幹 加藤 潤
主 事 須田 拓也

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	齋 藤 洋
商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春	消 防 長	伊 東 善 輝
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	齋 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 之	消 防 次 長	須 藤 忠 男

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第 1 号

平成 26 年 7 月 11 日 (金曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告について
- 第 4 議案第 68 号 物品の取得について
- 第 5 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 1 号に同じ

午前 10 時 00 分 開 会

●議長(菊地衛君) ただいまの出席議員は 20 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成 26 年第 5 回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 86 条の規定によって、6 番伊藤知議員、7 番伊藤竹文議員を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。伊藤知議会運営委員長。

【議会運営委員長(6 番伊藤知君) 登壇】

●議会運営委員長（伊藤知君） おはようございます。去る7月4日に議会運営委員会を開催し、本日の日程を協議した内容を報告申し上げます。

当臨時会に上程された議案は、物品の取得についての1議案であります。

この物品取得に関する予算は、実施計画書及び平成26年度当初予算に計上されているもので、予算審議は必要なく、契約の可否となります。

本議案に関しては、所管の常任委員会に付託せず、本会議にて質疑、討論、採決まで行うことと決しました。

よって、本臨時会は、7月11日、本日一日とすることといたしました。

以上で報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑ないものと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日一日間に決定しました。

議案の付託についてお諮りいたします。先ほど議会運営委員長からも報告がありましたが、本日上程される議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、行政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。臨時会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をいたしますが、障害福祉サービス等の特別地域加算の未払いについてでございます。

特別地域加算制度は、障害者福祉サービスを提供する事業所が、過疎地域など厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して、訪問や相談などのサービスを提供した場合、その基本報酬に15%を加算できる優遇措置でございます。資料を配付しておりますけれども、この場合、市は、サービス利用者が特別地域加算の対象者であることを受給者証に記載しなければならないことになっております。

このたび、県内他自治体の特別地域加算未払い事例発生を受けて、本市でも加算制度が始まった平成21年度から平成25年度までの5ヵ年分について調査を実施いたしました。その結果、加算の対象となる36人の方の受給者証に特別地域加算の記載がなかったことが判明し、延べ206件、金額

にして約 66 万円の特別地域加算分が、サービスを提供した市内外の 10 事業者で請求できなかったことが確認されたところでございます。このため、関係事業者に対し、経緯を説明の上、未払い分の請求をしていただき、支払いを行う方針であります。

今回のミスは、職員の制度に対する理解が不十分であったことから生じたもので、十分に内容を把握していれば防ぐことができたものであり、御迷惑をおかけした事業所、利用者の皆様方に深くお詫びを申し上げます。

今後こうしたミスが起きないように、適正な事務執行を徹底してまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（菊地衛君） これで行政報告を終わります。

日程第 4、議案第 68 号物品の取得についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

●市長（横山忠長君） それでは、臨時会に提出しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第 68 号物品の取得についてでございます。

高規格救急自動車 1 台及び高度救命処置用資機材一式を購入するもので、契約の方法は指名競争入札により、秋田市の秋田トヨタ自動車株式会社と 2,677 万 5,860 円で契約しようとするものでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願いを申し上げます。

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長からの補足説明を行います。消防長。

●消防長（伊東善輝君） 消防本部の物品の取得について臨時議会を招集していただきまして、ありがとうございます。

議案第 68 号の物品の取得について、補足説明いたします。

平成 16 年 12 月取得の高規格自動車 1 台と高度救命処置用資機材一式を更新するものであります。配付しました資料一枚をお開きください。

にかほ市消防本部配備車両の資料を御覧ください。平成 26 年 6 月 30 日現在のものです。

平成 23 年配備救急 1 の走行距離 7 万 167 キロ、平成 19 年購入救急車 2 が 17 万 9,513 キロ、今回更新する予定の平成 16 年購入救急 3 が 21 万 6,249 キロの走行の高規格救急車 3 台を、にかほ消防本部では配備しております。

通常の救急車運用は、救急 1、救急 2 の 2 台を救急隊 2 隊 6 名の隊員で交互に運用していますが、救急事案が重なり 3 台目が必要な場合は、消防隊の救急有資格者で編成し、救急車予備車を運用いたします。また、救急 3 の使用としては、救急 1・2 の故障、車検、点検、他の消防本部の災害時の応援等に使用し、年、約 100 回くらい使用しております。昨年の 10 月で救急 2 が 18 万を超えそうになりましたので、昨年 11 月から救急 3 を通常運用にかえ、救急 2 を予備車として運用しております。

下の段の救急車更新目安を御覧ください。

他の消防本部との更新基準年数、走行距離を比較したものです。他消防本部は10年から12年を更新基準年数にしていますが、にかほ市消防本部は救急2が18万キロに達したら新規更新し、救急2を救急3予備車として入れ替え、運用しております。にかほ市消防本部の救急車は、通常使用で救急車1台、年間約3万キロ、6年で約18万キロに達しております。

下の段の消防本部更新実績を御覧ください。

他消防本部の近年更新した救急車を聞き取り調査したものです。経過年数が10年から13年で更新しておりますが、走行距離が多くて15万キロで更新されております。

下の段、救急件数を御覧ください。

にかほ市消防本部救急出動件数です。平成23年の1,095件をピークに、平成24年1,058件、平成25年1,022件で減少傾向にあります。団塊の世代の退職、福祉施設が多く建設されていることから、今後は横ばいから増加傾向と思われれます。

出動距離・時間の金浦55キロ、1時間20分は、消防本部に直接駆けつけをして、消防本部から由利組合総合病院へ搬送して帰署するまでの距離と時間でございます。横岡、小砂川の救急事例では、各地から帰署まで2時間ぐらいかかっております。

次のページをお開きください。

今回の落札価格の内訳書です。

次のページをお開きください。

資機材一式一覧です。1の心電図一式は、救急車内で心電図、血圧等の測定するモニターでございます。2の自動体外式除細動器一式は、持ち運びのできる電気ショック（AED）でございます。3の気道確保資器材、ペンタックスは、モニター付喉頭鏡、今回新たに装備するビデオ喉頭鏡であります。あとの二つは、吸引機でございます。4の自動心臓マッサージ器。今まで救急車予備車には装備されていませんでしたが、今回購入されますと全救急車に配備されることになります。5の人工呼吸器は、車載用の人工呼吸器です。

次のページは、今回購入予定の高規格救急車のカタログでございます。

最後のページになりますが、今回更新予定の救急3、予備車の高規格救急車です。

この高規格救急車は、購入より9年6ヵ月が経過しており、また、医療機関への搬送も由利本荘市の二次医療圏にとどまらず、秋田市や酒田市にも及び、走行距離が21万6,249キロを超えて老朽化も著しいことから、更新しようとするものであります。

資機材においても、同じく経年から老朽化が進んでいることから、更新し、自動心臓マッサージ器やビデオ喉頭鏡を初めとする最新の救命処置用資機材を購入し、救命事案に備えるものであります。以上です。

●議長（菊地衛君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

通告がありましたので発言を許します。2番渡部幸悦議員。

●2番（渡部幸悦君） 質疑通告をいたしましたので、質疑の方をいたします。

ただいま詳しい説明がありましたので、一部質疑の方を省略の方をさせていただきますが、この質疑通告に従って質問の方をさせていただきます。

このたびの物品取得は、高規格救急車及び高度救命処置用資機材の物品取得の案件ということで、市民の命を守る環境が整えられることは実にうれしく思います。

そこで、このたびの高規格救急車及び高度救命処置用資機材の物品取得について質問いたします。

平成 26 年度にかほ市各会計予算書 130 ページ、歳出の 9 款 1 項 3 目 18 節備品購入費 3,200 万円の部分が、今回の物品取得、救急車等の取得になると思いますが、入札により当初の金額より低く抑えられたことは、とても歓迎すべきことだとは思いますが、しかしながら、予算と実勢価格とが 500 万円以上、かけ離れたものになっております。私は、救急車のことに関して何も分かりませんでしたので、インターネットで調べてみました。大体の価格はネットでも調べることができております。であれば、なぜ当初予算と 522 万 4,140 円もの差ができてきたのか、もっと緻密な予算組みができなかったのか、あるいはその設備の方の内容に色んな差が生じたのか、その辺をお答え願いたいと思います。

2 番目の質問に関しましては、先ほど詳細な資料、それから説明がございましたので、こちらの方は省略、却下したいと思います。以上、よろしく申し上げます。

●議長（菊地衛君） 答弁、消防長。

●消防長（伊東善輝君） 渡部議員の質疑にお答えいたします。

一つ目の予算額と今回の契約との差額についてですが、予算書の 3,200 万円は、高規格救急車及び資機材が 3,000 万円と、消防本部広報車 200 万円の合計額であります。そのため差額が大きいと思われたのかと思います。

今回の入札は落札されるか心配しておりましたが、落札され、安堵しているところです。競争入札による落札ですので、企業努力によるものと思われれます。以上です。

●議長（菊地衛君） 2 番渡部幸悦議員。

●2 番（渡部幸悦君） ありがとうございます。そういうふうなことで、この差額の方があったというふうなことですけども、これから、例えば、にかほ市というのは行財政縮小の時代というふうにして言われております。予算のこの見方というふうなものをきっちりしていってもらいたいなというふうにして思います。以上で私の質疑を終わります。

●議長（菊地衛君） これで議案第 68 号に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第 68 号物品の取得についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第 68 号についての討論を終わります。

討論まで進みましたので、質疑があるようでしたら質疑の動議を出していただきたいと思っております。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） それでは、会議を進行いたします。

これから議案第 68 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第 68 号物品の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 26 年第 5 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午前 10 時 20 分 閉 会
